

科学技術コモンズ

～ 大学等や企業の特許 提供募集 ～

< 特許提供のメリット >

■特許が活用される可能性が高まります。

科学技術コモンズの特許について、

- ①技術的に整理することで見やすい情報を発信し、企業による特許技術探索を容易にします。
- ②研究段階において、特許を自由に利用できる環境を整えます。
- ③JST が新技術説明会等により、企業への売り込みを支援します。

■試験費の支援を受けられる場合があります。

実用化に向けて、提供いただいた特許の強化や周辺技術の確保等が必要と判断される試験の提案に対して、試験費と技術移転活動費を支援します。

～ 目次 ～

1. 事業概要	1
2. 特許の提供について.....	1
3. 特許提供の手続き	2
4. 試験費について.....	3
5. “研究段階”の定義について	3
6. 特許群と特許マップについて.....	4
7. 企業へのアピールについて.....	6
8. 「科学技術コモンズ」の利用について	6
9. 提出資料および個人情報の取り扱い.....	6
10. お問い合わせ先・書類提出先.....	7
11. 提出書類の様式等	8
Q & A	17

1. 事業概要

「科学技術コモンズ」は、科学技術振興機構(JST)が平成 22 年度に運用を開始する新しい制度です。研究開発におけるオープンイノベーションの進展を踏まえ、大学等*1 や企業が保有する特許の研究段階*2 における利用を開放することにより、特許が制約とならない研究環境を提供し、特許の活用促進及び研究活動の活性化を図るものです。この枠組みは産業界にも開放し、これら特許の利用価値の発掘を促進いたします。

「科学技術コモンズ」では、大学等の保有する特許のうち、大学等が JST に提供可能なものについて収録し、データベース化します。権利者の変更(譲渡)等は必要ありません。全国の大学等から提供していただいた特許と JST が自ら保有する特許を合わせ、ウェブサイト上で利用者が自由に検索・閲覧できるようにします。ウェブサイトに掲載されている特許について、企業は研究段階*2 で自由に利用することができます(ただし、利用者登録が必要です)。これらの特許を利用した研究開発がうまくいき、実用化段階*2 となった場合には、特許の権利者(大学等や JST)と企業はライセンス契約を結ぶことになります。

「科学技術コモンズ」に収録されている特許の活用促進のため、JST は技術分野毎に特許を分類した特許マップを作成し、大学・企業等に提供します。これにより、特定の技術分野に関し、大学等が保有している特許を俯瞰的に確認することができ、企業等による実用化や大学の研究者との共同研究等の検討の参考にしていただけます。ウェブサイト上での特許マップ閲覧も自由です。

さらに、「科学技術コモンズ」に収録されている特許について、実用化を念頭に、特許の強化や周辺技術の確保、データの追加取得、試作品の製作等を希望する研究者等に、そのための試験費を支出いたします。大学知財本部等の提案者に対しては、技術移転活動費を支出します。希望者は「科学技術コモンズ」運用開始後、JST に提案書を提出してください(「4.試験費について」参照)。

「科学技術コモンズ」の運用開始にあたり、提供していただける特許を募集いたします。「2. 特許提供の手続き」に従って、特許の提供をお願いします。

*1 大学等：国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、研究を行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人

*2 研究段階、実用化段階：「5. “研究段階”の定義について」参照

2. 特許の提供について

「科学技術コモンズ」へ特許の提供を希望される場合、最初に JST と特許提供の簡単な契約を締結していただきます。提供いただく特許や提供者の要件等は以下のとおりです。

1) 提供いただく特許の要件

- ・日本国内に出願されている特許*
- ・公開/未公開、設定登録の有無等は問いません
- ・提供時に権利(特許を受ける権利を含む)が消滅していないもの
- ・大学等または企業等の研究や開発の成果として出願された特許
- ・不特定多数の利用者に、研究段階で自由に利用させることができるもの

*平成 22 年度開始時の要件(将来的には海外出願に範囲を拡張する可能性があります)

2) 提供者の要件

- ・大学等、TLO または企業
- ・提供した特許に対する問い合わせがあった際、責任を持って対応できる者

3) 契約

- ・特許を提供する前に、提供者と JST の間で簡単な契約を締結(契約書ひな形: 様式1)
- ・提供する特許ごとの契約等は不要で、一度契約を結べば(解約しない限り)何件でも特許の提供が可能
- ・提供しようとする特許の保有者が複数の場合(共願特許)、全ての保有者と JST の間で契約締結が必要

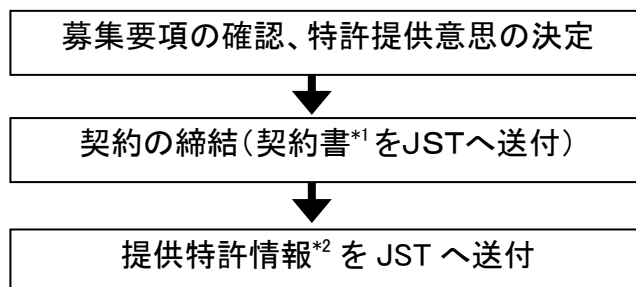
※権利者の変更(譲渡)は不要です。また、費用は一切かかりません。

4) 遵守事項

- ・当該特許における利用者からの技術的問い合わせやライセンス交渉は、当該提供者等が責任を持って対応すること
- ・提供している特許に関し、新たにライセンス契約が成立した場合には速やかに JST に報告すること
- ・一旦提供した特許を「科学技術コモンズ」から取り下げを希望する場合、速やかに JST に連絡すること(取り下げの旨をウェブサイト上に一定期間掲示する)

3. 特許提供の手続き

特許を「科学技術コモンズ」に提供するまでの流れを以下に示します。



*1 契約書は様式1をご使用ください。

*2 提供特許情報は様式2をご使用ください。

具体的に提供していただける特許が決まっていなくても、契約することができます。契約締結後、随時提供特許の情報をお送りください。お送りいただいた提供特許の情報については、JST 内での手続きが完了次第、ウェブ上に掲載します。

また、「科学技術コモンズ」に提供後、以下の場合には書類による手続きが必要です。

- ・提供している特許の「科学技術コモンズ」からの取り下げを希望する場合
 - ・提供している特許を譲渡した場合
 - ・提供している特許について新たなライセンス契約が成立した場合
 - ・提供している特許の権利が喪失した場合
- … 様式3を JST に提出
- ・特許の提供について JST との契約を解除することを希望する場合
- … 様式4を JST に提出
- 各様式については、「11. 提出書類の様式等」をご参照ください。

4. 試験費について

※平成 23 年度から「知財活用促進ハイウェイ」で実施いたします。

詳細はホームページ(<http://www.jst.go.jp/chizai/gyomu4.html>)をご覧ください。

1) 支援内容

大学等が保有するライセンス可能な特許に係る関連発明創出、追加データ取得、試作品製作のための試験研究費(200~300 万円)、市場調査等のための技術移転調査費(50 万円程度)をあわせて提供いたします。詳しくは募集要領をご確認ください。

2) 申請者の要件

- ・JST が運営する J-STORE(研究成果展開総合データベース, <http://jstore.jst.go.jp/>)または科学技術commons(<http://jstore.jst.go.jp/>)に掲載されている特許の活用に関する提案であること
- ・申請者は、大学等の産学連携部門や知的財産部門、或いは TLO に所属すること

3) 応募方法

「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」により受け付けます。

e-RadポータルサイトURL:<http://www.e-rad.go.jp/>

4) 募集の開始

詳細については、募集開始時にウェブサイト等でご案内いたします。特許提供の契約をしていただいた方(「3. 特許提供の手続き」参照)には、個別にご連絡いたします。

5. “研究段階”の定義について

「科学技術commons」では、“研究段階”と“実用化段階”について、以下のとおり定義します。

研究段階

・・・製品や役務・サービスの研究段階(頒布・販売目的のない製品の試作品・サンプル品等の製造を含む)

→ 「科学技術commons」の特許を自由に利用することができます

実用化段階

・・・研究段階より後の段階(頒布・販売目的による製品及びその試作品・サンプル品等の製造、製品及びその試作品・サンプル品等の頒布・販売、役務・サービスの提供を含む)

→ 「科学技術commons」の特許を利用する場合は、権利者との間でライセンス契約が必要です

注意 1.

「研究段階」の定義の範囲内で提供特許を利用する場合であっても、利用者が提供者からライセンスを受けることは妨げません。この場合には、正式なライセンス契約を締結することになりますので、ライセンス料が発生し得ます。ライセンス条件については、特許の権利者と利用者との間で協議により決定してください(科学技術commons規約第 10 条第 2 項)。

注意 2.

「研究段階」の定義の範囲内で提供特許を利用する場合であっても、権利者や発明者に何らかの行為(未公開特許情報の開示、有体物の提供等)を求める場合には、対価が発生することがあります。特許の権利者と利用者との間で協議により決定してください(科学技術コモンズ規約第 10 条第 3 項)。

注意 3.

科学技術コモンズの特許について、提供者と利用者との間で独占的なライセンス契約が成立した等の理由により、科学技術コモンズから特許が離脱することがあります(科学技術コモンズ規約第 7 条および第 8 条)。この場合、科学技術コモンズで認められる「研究段階」での特許の自由な利用はできなくなります。また、科学技術コモンズから特許が離脱した理由によっては、ライセンス許諾を受けることができなくなることもあります。

6. 特許群と特許マップについて

大学等や JST の基礎研究から生まれた特許は、従来にない全く新しいコンセプトの技術を含んでおり、将来イノベーションを引き起こす可能性が潜在していると考えられます。しかしながら、優れた特許であっても、単発で出願されたものは、多くの他の特許の中に埋もれがちです。また、実用化に際しては、関連する周辺技術・特許と組み合わせて利用することが多く、1つの特許で1つの製品を全てカバーするのは困難です。

「科学技術コモンズ」では、JST が提供された特許を分類し、特許群として俯瞰できるようにします(特許マップ)。各大学でばらばらに保有している特許も、近い分野のものが一括りになり、豊富な品揃えになって掲載されます。これにより、1つの特許では見過ごされていたものが、特定分野の特許を探している企業等の目に留まる可能性が高くなります。

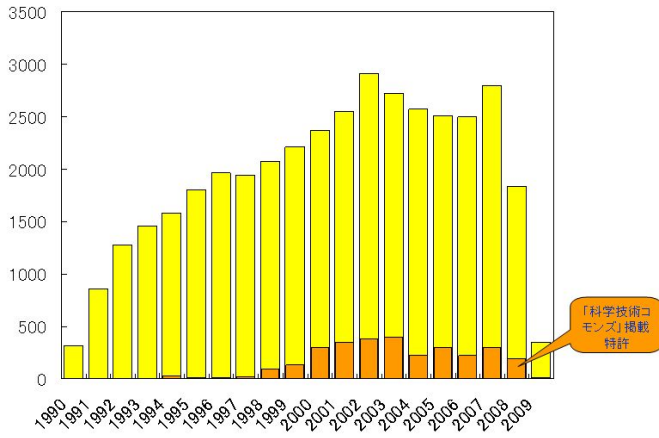
また、一連の特許は、企業がまとめて研究段階で試用することができ、実用化に際して必要であれば、全てライセンスを受ける*ことが可能です。一連の関連特許を利用可能にすることで、企業の実用化意欲の高まりが期待されます。

* ライセンスの際には権利者との調整が必要です。また、「科学技術コモンズ」に掲載されている特許のごく一部は、ライセンス供与できない場合があります(その場合は、その旨をウェブ上に表示します)。

「科学技術コモンズ」で提供を予定している特許マップの一例を次頁に示します。

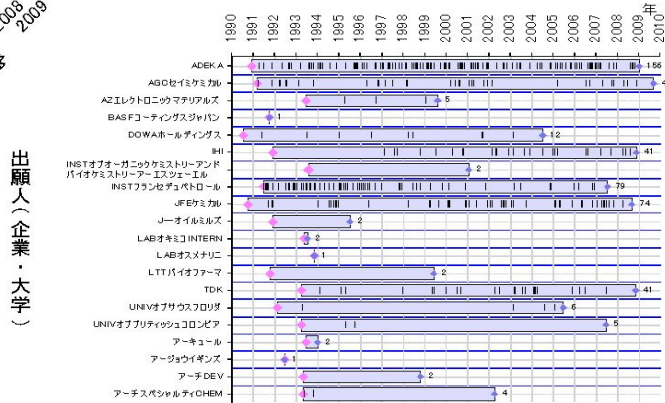
<特許マップの例>

①出願件数推移



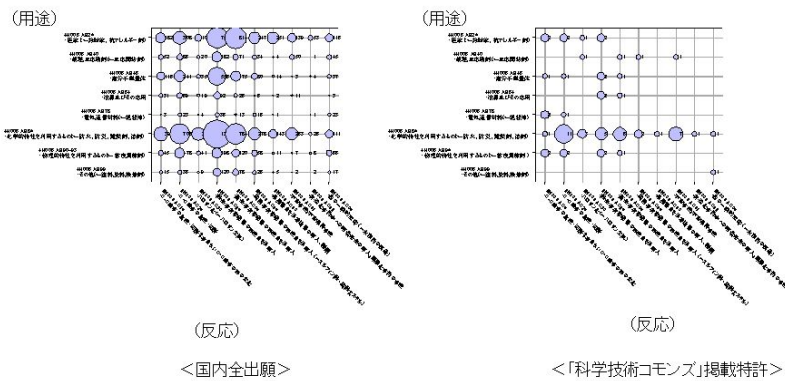
有機合成化合物に関する国内出願の件数推移

②エントリ・リタイヤリマップ



有機低分子化合物に関する国内出願のエントリ・リタイヤリマップ

③マトリクスマップ



有機低分子化合物に関する国内出願のマトリクスマップ(用途×反応)

④特許リスト

不斉合成・不斉保持反応の特許一覧

出願番号	発明の名称	出願人	発明者
特許008-060424	光学活性1,2-ジアミン化合物の製造方法及び光学活性触媒	JST	小村俊博・小川謙一・藤原典夫・山下哲也
特許008-081580	ホモアリルアルコールの製造方法及び不斉触媒	JST	小村俊博・ウベユキ・アライ
特許008-081632	ホモアリル1,2-ジラクトの製造方法及びそれを用いる不斉触媒	JST	小村俊博・アライ・ニシヤケラ・ハルチン・ウベユキ・アライ・ウベユキ
特許007-425400	光学活性β-セトリンキニルアミン化合物の製造方法	JST	小村俊博・アライ・ウベユキ・アライ・ウベユキ
特許007-081124	光学活性β-セトリンキニルアミン化合物の製造方法及び触媒	JST	小村俊博・アライ・ウベユキ・アライ・ウベユキ
特許007-081125	β位に不斉点を有するβ-セトリンキニルアミン化合物の製造方法及び触媒	JST	小村俊博・アライ・ウベユキ・アライ・ウベユキ
特許008-081964	光学活性ホモアリル1,2-ジラクトの製造方法及び触媒	JST	小村俊博・アライ・ウベユキ・アライ・ウベユキ
特許008-081969	触媒触媒、及び光学活性α-アミノ酸誘導体の製造方法	JST	小村俊博・藤原典夫・山下哲也・藤原典夫
特許007-081911	フェアリジン及びイソフェアリジンの触媒製造方法	JST	小村俊博・上野隆博
特許007-083959	光学活性β-セトリンキニルアミン化合物の製造方法及び触媒	JST	小村俊博・藤原典夫・上野隆博
特許007-081459	光学活性β-セトリンキニルアミン化合物の製造方法及び触媒	JST	小村俊博・藤原典夫・上野隆博
特許008-081940	光学活性α-アミノ酸誘導体の製造方法及び触媒	JST	小村俊博・藤原典夫・上野隆博
特許008-081977	光学活性β-セトリンキニルアミン化合物の製造方法及び触媒	JST	小村俊博・藤原典夫・上野隆博

7. 企業へのアピールについて

「科学技術コモンズ」に提供された特許を企業に利用してもらうため、特許マップをもとに、JST は以下の支援を行います。

- ・新技術説明会
- ・業界団体や個別企業への紹介

ウェブサイトでのサービス提供に加え、JST の積極的なアピール活動により、特許の利用促進が期待されます。

8. 「科学技術コモンズ」の利用について

・「科学技術コモンズ」ウェブサイトの利用

利用に制限はありません。いつでも誰でも、「科学技術コモンズ」ウェブサイト上の特許、特許マップおよび関連情報を無料で検索・閲覧することができます。

・「科学技術コモンズ」掲載特許の利用

「科学技術コモンズ」に掲載されている特許は、研究段階に限り、全て自由に利用することができます。ただし、利用前に、ウェブ上に掲載されている科学技術コモンズ規約に同意し、簡単な利用者登録をしてください。

利用者登録は、「科学技術コモンズ」に掲載されている特許を最初に利用する前に1度行えば良く、それ以降は、「科学技術コモンズ」の全ての特許について研究段階に限り、自由に利用することができます(利用者登録後は、利用する特許について、JST や提供者に連絡して許可を得る必要はありません)。

※「科学技術コモンズ」に掲載されている特許でも、利用者登録をせずに特許法第 69 条の範囲を超えて利用している場合は、特許法に抵触する可能性がありますので、十分にご注意ください。

9. 提出資料および個人情報の取り扱い

本事業の運用に際し、JST に提出していただいた資料等については、提出者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、その他の観点から JST が適切に管理し、本事業の目的の範囲内でのみ利用します。

10. お問い合わせ先・書類提出先

「科学技術commons」についてご不明の点やご相談がある場合は、お気軽に以下の連絡先までお問い合わせください。書類等の提出についても、以下の部署までお願いします。

独立行政法人 科学技術振興機構
知的財産戦略センター 戦略企画グループ 科学技術commons担当
〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町
Tel : 03-5214-8477 Fax : 03-5214-7626
E-mail : commons@jst.go.jp
<http://jstore.jst.go.jp/>

11. 提出書類の様式等

- ・科学技術コモンズ規約・・・p. 9
- ・特許提供者と JST との契約書ひな形(様式1)・・・p.13
- ・特許の提供(様式2)・・・p.14
- ・特許の取り下げ希望、譲渡・実施許諾・権利喪失通知(様式3)・・・p. 15
- ・特許提供の契約解除(様式4)・・・p.16

なお、提出にあたっては、以下のウェブページより電子ファイルをダウンロードしてご利用ください。

<電子ファイルダウンロードページ>

<http://jstore.jst.go.jp/commonsHolders.html>

○科学技術コモンズ規約

科学技術コモンズ規約

(目的)

第1条 この規約は、科学技術コモンズの利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規約において、以下の各号記載の用語は、当該各号に定める意味を有する。

- (1)「科学技術コモンズ」とは、JSTが提供者の提供する特許情報を集約し、JST が管理運営するネットワークサービス上で当該情報を提供し、当該情報に利用者がアクセスして、本規約の定めに従って当該特許を利用することを可能とするサービスをいう。
- (2)「コモンズ・ウェブサイト」とは、科学技術コモンズのインターネット上のウェブサイトをいう。
- (3)「提供者」とは、科学技術コモンズに特許の情報を提供する者をいう。
- (4)「提供特許」とは、提供者が科学技術コモンズに情報を提供する当該特許をいう。
- (5)「提供特許情報」とは、提供者が科学技術コモンズに提供した提供特許に係る情報をいう。
- (6)「利用者」とは、科学技術コモンズにおいて提供特許を利用する者をいう。
- (7)「参加」とは、科学技術コモンズにおける提供者による提供特許に係る情報提供及び利用者による提供特許の利用を総称していう。
- (8)「研究段階」とは、製品や役務・サービスの研究段階(頒布・販売目的のない製品の試作品・サンプル品等の製造を含む。)をいう。
- (9)「実用化段階」とは、研究段階より後の段階(頒布・販売目的による製品及びその試作品・サンプル品等の製造、製品及びその試作品・サンプル品等の頒布・販売、役務・サービスの提供を含む。)をいう。
- (10)「JST」とは、独立行政法人科学技術振興機構をいう。
- (11)「法令等」とは、法律、政令、規則、条例及び国又はJSTの定めるガイドライン等を総称していう。

(法令等及び本規約の遵守)

第3条 提供者及び利用者は、法令等及び本規約の定めを遵守するものとする。

(提供者参加契約・情報の提供)

第4条 提供者は、特許の情報を科学技術コモンズに提供しようとする場合、あらかじめJSTとの間で別途JSTが定める内容の提供者参加契約を締結した上で、コモンズ・ウェブサイトの指示に従い、必要な情報を提供する。

(提供者の提供特許)

第5条 提供者は、本規約に定める内容の利用者の利用が可能な特許について、その情報を科学技術コモンズに提供するものとする。

2 提供者は、第三者に特許権を譲渡し、専用実施権を許諾し、その他前項の規定を遵守できない状況を生じさせる場合には、あらかじめ第7条第1項の定めに従い、当該特許について、科学技術コモンズへの情報提供を終了させるものとする。

(利用の許諾)

第6条 提供者は、利用者による本規約に基づく提供特許の利用をあらかじめ包括的に許諾する。提供者は、利用者が本規約に基づき提供特許を利用している限り、利用者に対し、差止請求権、損害賠償請求権その他の権利を行使しない。

(情報提供の終了)

第7条 提供者は、提供特許の一部又は全部について、科学技術コモンズへの情報提供を終了しようとする場合、終了を予定する日の3週間前までに科学技術コモンズに通知し、コモンズ・ウェブサイトの指示に従い、対象となる提供特許及び情報提供の終了日(以下「特許提供終了日」という。)を明らかにする。

2 利用者は、前項により情報提供が終了した特許については、特許提供終了日以後、特許法第69条で許容される場合を除き、第10条第1項に基づく研究段階での無償利用を行ってはならない。

(提供者の離脱)

第8条 参加者提供者は、科学技術コモンズへの参加を終了しようとする場合、終了を予定する日の1ヶ月前までに科学技術コモンズに通知し、コモンズ・ウェブサイトの指示に従い、参加の終了日を明らかにする他、必要な手続(前条の手続を含む。)を行う。

(利用者参加手続)

第9条 利用者は、提供特許を利用しようとする場合、あらかじめコモンズ・ウェブサイトの指示に従い、必要な利用者参加手続を行う。

(提供特許の無償利用等)

第10条 参加手続を行った利用者は、研究段階で提供特許を利用する場合に限り、JST及び提供者への事前通知その他の手続を行うことなく、提供特許を無償で利用できるものとする。利用者は、提供特許情報又は提供特許について、法令等又は公序良俗に反する利用をしてはならない。

2 前項の規定は、研究段階で提供特許を利用する場合であっても、利用者が提供者に申し入れ、提供者から個別の利用許諾を得て提供特許を利用することを妨げない。

3 第1項に基づき利用者が研究段階において無償で利用できるのは、提供特許情報に基づく提供特許の利用に限られるものとし、提供者は、別途利用者との合意がない限り、有償か否かに拘わらず、提供特許情報に含まれていない未公開特許情報の提供その他何らの追加的行為も義務づけられるものではない。

(実用化段階の利用)

第11条 利用者は、実用化段階で提供特許を利用するためには、あらかじめ提供者にこれを申し入れ、利用条件を協議し、提供者から個別の利用許諾を得なければならない。

(利用の終了)

第12条 利用者は、特許提供終了日以後、情報提供が終了された提供特許に関し、本規約に基づく利用をしてはならない。

(利用者の離脱)

第13条 利用者は、科学技術コモンズへの参加を終了しようとする場合、終了を予定する日の1ヶ月前までに科学技術コモンズに通知し、コモンズ・ウェブサイトの指示に従い、必要な手続を行う。

(調査、アンケート等)

第14条 提供者及び利用者は、JSTが実施する科学技術コモンズに関する調査、アンケート等に協力する。

(科学技術コモンズの提供の停止、中断、終了)

第15条 JSTは、その裁量によりいつでも、事前通知なく、科学技術コモンズの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとする。

(JSTの権限)

第16条 JSTは、提供者又は利用者に、本規約に違反する参加その他不適切な参加が認められた場合、その裁量によりいつでも、事前通知なく、当該者の科学技術コモンズへの参加を制限し又は終了させることができる。

(JSTの免責)

第17条 JSTは、以下の項目について一切保証しない。

- (1) 科学技術コモンズの提供の継続性、安定性
- (2) 提供特許に係る権利の適法性、有効性
- (3) 提供特許情報の真実性、正確性、有用性
- (4) 提供特許が第三者の特許権を侵害しないこと

2 JSTは、以下の各項目について提供者又は利用者に生じた損害について一切責任を負わない。

- (1) 科学技術コモンズの提供の停止、中断又は終了により生じた損害
- (2) 科学技術コモンズの利用(提供特許情報又は提供特許の利用を含む。)により生じた損害

3 提供者及び利用者は、科学技術コモンズの利用に関し、相互に又は第三者との間で紛争等が生じた場合、それぞれその責任と費用で処理、解決するものとし、JSTに一切迷惑をかけないものとする。

(提供者の免責)

第18条 提供者は、以下の項目について一切保証しない。但し、提供者は、提供特許に関し真実かつ正確な情報提供を心がけ、提供特許情報に過誤を見つけ又は変更が生じた場合、できるだけすみやかに科学技術コモンズにおいて情報を修正又は更新するよう努力する。

- (1) 提供特許情報の真実性、正確性、有用性
- (2) 提供特許が第三者の特許権を侵害しないこと

(規約の違反)

第19条 提供者は、本規約に違反して、JST又は利用者に損害を与えた場合、賠償責任を負う。

2 利用者は、本規約に違反して、JST又は提供者に損害を与えた場合、賠償責任を負う。

(規約の変更)

第20条 JSTは、その裁量によりいつでも、事前通知なく、本規約を変更することができるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第21条 本規約は、日本法に準拠するものとし、JSTと提供者又は利用者との間で、科学技術コ
モングスの利用に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所
とする。

○特許提供者とJSTとの契約書ひな形(様式1)

契約書

〇〇〇〇〇(以下「甲」という。)及び独立行政法人科学技術振興機構(以下「乙」という。)は、甲の特許情報を乙が管理・運営する科学技術コモンズに提供するにあたって、下記のとおり契約する。

第1条 甲は、別途定める科学技術コモンズ規約を遵守する。

第2条 甲が提供する特許情報は、別紙に定める様式に従い電子データとして乙に送付する。

第3条 乙は、前条により甲から提供を受けた特許情報を基に必要な情報を追加し科学技術コモンズ・ウェブサイトに掲載する。

第4条 掲載にあたって、乙は特許情報の書式を適宜変更することができるが、乙は、甲の許可なく内容の修正・変更を行うことはできない。ただし、甲の提供する特許情報が出願公開されている場合、乙は、公開公報等の記載範囲でデータの修正・変更を行うことができるものとし、修正・変更内容を甲に通知する。

第5条 掲載した特許情報に関する利用者からの問合せへの対応又は利用者との調整は、甲が行う。

第6条 本契約及び別途定める科学技術コモンズ規約に定めのない事項が生じたとき、又は各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 東京都△△市△△町1-1
国立大学法人□□大学 産学連携推進機構
知的財産部門長 ○○ ○○

乙 東京都千代田区四番町5-3
独立行政法人 科学技術振興機構
知的財産戦略センター
事務局長 島田 昌

○特許の提供(様式2)

J-STORE & 科学技術コモンズ掲載用データのファイルフォーマット[1/3] 国内特許データ提供フォーマット

資料1 (1/3)

- ※1) 未公開特許における出願番号・出願日の情報は、データ管理(公開特許情報への移行等)の都合上必須項目としておりますが、J-STOREでの公開の際には非表示とすることもできます。
- ※2) 「有り」の場合は、関連する外国出願があること又は実施許諾の実績があることを表示します。
- ※3) 「有り」の場合は、新技術説明会のウェブサイトへのリンクをつけます。
- ※4) ご提供の特許について補足する技術資料があればご提供ください。なお、その電子ファイル名は「出願番号.拡張子」でお願いします。

1. 国内出願(未公開特許)

”出願番号”、”出願日”、”発明の名称”は必須項目です。

”発明の概要”については任意項目ですが、検索ヒット率向上のためには記載することをお勧めします。内容については、権利取得に支障のないよう、担当のコーディネータ、弁理士等にご相談ください。

科学技術コモンズへの提供 (必須)	整理番号 (機関側管理番号)	出願番号 (必須)	出願日 (必須)	発明の名称 (必須)	出願番号の表示 ※1) (必須)	出願日の表示 ※1) (必須)	発明の概要	外国出願の有無 ※2)	実施許諾の実績 ※2)
プルダウン選択 コピペ入力可	半角英数字	特願 YYYY-NNNNNN	YYYYMMDD ("/"は無し)		プルダウン選択 コピペ入力可	プルダウン選択 コピペ入力可		プルダウン選択 コピペ入力可	プルダウン選択 コピペ入力可
可	Y2010-P001	特願 2010-000000	20100401	癌診断キット及び癌治療用医薬	可	可	ヒト固形癌抗原ポリペプチドを用いる・・・	有り	無し

2. 国内公開特許、国内再公表特許、国内登録特許

再公表前の特許情報については、別ワークシート「外国データ提供フォーマット」でご提供いただけます。

科学技術コモンズへの提供 (必須)	整理番号 (機関側管理番号)	出願番号 (必須)	発明の名称 (必須)	国際公開番号 (再公表の場合必須)	外国出願の有無※2)	実施許諾の実績※2)	新技術説明会の実績※3)		技術資料の提供※4)
							有無		
プルダウン選択 コピペ入力可	半角英数字	特願 YYYY-NNNNNN		WOYYYY/NNNNNN	プルダウン選択 コピペ入力可	プルダウン選択 コピペ入力可	プルダウン選択 コピペ入力可		プルダウン選択 コピペ入力可
可	A151P42	特願 2003-019914	鋼材の電気化学的 表面窒化処理法	WO2003/101899	有り	無し	有り	2010年8月6日	有り

○特許の取り下げ希望、譲渡・実施許諾・権利喪失通知(様式3)

平成 年 月 日

独立行政法人科学技術振興機構
イノベーション推進本部
知的財産戦略センター
事務局長 島田 昌 殿

東京都△△市△△町1-1
国立大学法人□□大学 産学連携推進機構
知的財産部門長 ○○ ○○

「科学技術コモンズ」提供特許の
取り下げ希望・譲渡・実施許諾・権利喪失通知

「科学技術コモンズ」に提供している下記特許について※1、

- ①「科学技術コモンズ」から取り下げを希望します。希望日 年 月 日
理由： 譲渡予定 ※様式3 提出日より3週間後以降の日付↑
 実施許諾(予定のものを含む)
 その他()
- ②譲渡したので通知します。(上記①に該当しない場合※2)
- ③実施許諾したので通知します。(上記①に該当しない場合※2)
- ④権利喪失した(予定のものを含む)ので通知します※3。
理由： 放棄(未審査請求によるみなし取り下げを含む)
 拒絶査定承服
 その他()

記

出願番号	
出願人／権利者	
発明の名称	

以上

(担当)
国立大学法人□□大学 産学連携推進機構
知的財産部門 □□ □□
電話: 03-0000-0000
電子メールアドレス: □□@ × × .ac.jp

※1 該当する以下の項目①～④の□にチェックを入れてください。また、①④の場合は、その理由をお知らせください。

※2 通知後、科学技術コモンズの登録を取り下げることなく、登録を継続いたします。

※3 通知後、自動的に科学技術コモンズの登録の取り下げになります。

○特許提供の契約解除(様式4)

平成 年 月 日

独立行政法人科学技術振興機構
イノベーション推進本部
知的財産戦略センター
事務局長 島田 昌 殿

東京都△△市△△町1-1
国立大学法人□□大学 産学連携推進機構
知的財産部門長 ○○ ○○

「科学技術コモンズ」への特許提供に関する契約の解除について

「科学技術コモンズ」への特許提供に関する貴機構との契約(○年○月○日付)を解除したく、ご連絡申し上げます。

契約解除日 年 月 日

※様式4 提出日から1ヶ月後以降の日付としてください。

以上

(担当)

国立大学法人□□大学 産学連携推進機構
知的財産部門 □□ □□
電話: 03-0000-0000
電子メールアドレス: □□@××.ac.jp

Q & A

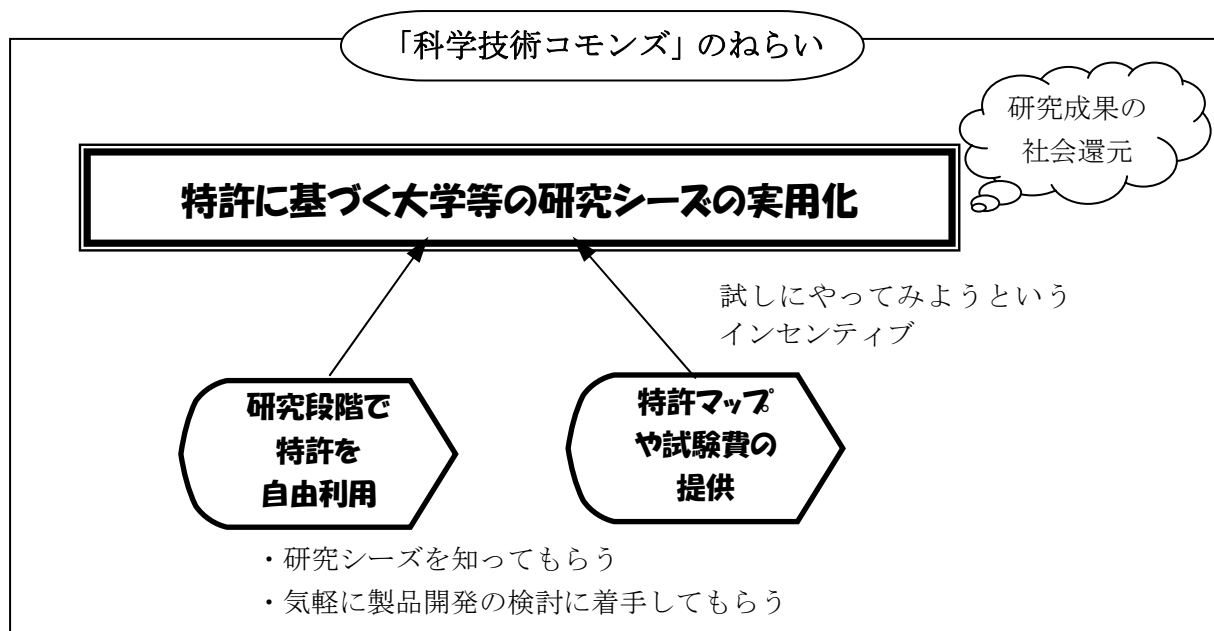
① 「科学技術コモンズ」のねらいと特許を提供するメリットを整理して欲しい。

→ 「科学技術コモンズ」のねらいは、出願したものの、現在利用されていない特許を技術分野毎に分類することにより、企業等による大学等の研究シーズの実用化を促進することにあります。

企業に実用化開発を促すためには、まず大学等の研究シーズを知ってもらうこと、そしてその研究シーズの自社製品開発への応用を検討してもらうことが必要です。「科学技術コモンズ」に掲載することは、以下の点で大きなアドバンテージになると考えています。

- ・全国の大学等、JST の利用可能な特許が集まっている
- ・集められた特許が、技術分野毎に陳列されたショーケースとして示されている
- ・集められた特許は、研究段階で自由に利用(試験的实施)できる
- ・用意されている試験費で、研究シーズの強化や補強、検証等ができる可能性がある

通常、他者の特許情報を得た場合、それを回避した製品開発について検討・着手することが想定されます。それは、研究開発段階であっても、他者の特許を試しに使うにはライセンスを受けなければいけないことが多いからです。一方、「科学技術コモンズ」の場合は、研究段階(「5. “研究段階”の定義について」参照)での利用が全て自由のため、気軽に製品化の可能性について検討することができ、ハードルは極めて低いと言えます。そして、ある程度の可能性を見いだすことができれば、ノウハウを求めて発明者への相談や他の企業との連携の模索に発展し、首尾良く実用化されることになれば、ライセンス契約締結の運びとなります。いずれにしても、研究段階での特許利用を開放するという「科学技術コモンズ」の試みが、オープンイノベーションのきっかけになると期待されます。



② 特許法 第 69 条と「科学技術コモンズ」の関係を整理して欲しい。

→ 特許法第 69 条第 1 項には、

「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。」
と規定されています。

しかし、判例の蓄積がないことから、本規定の解釈は明確に定まっておらず、実際にはどこから特許権の効力が及んでくるのかについて、グレーゾーンの部分があると思われます。現在の学説では、第 69 条で効力が及ばないとされる範囲は、特許発明それ自体について、特許性の調査、機能調査（発明が実施可能であるか、効果があるか等の調査）、改良・発展を目的とする試験をする場合に限るとされています*。

例えば、大学等で研究のために特許を実施する場合であっても、当該特許発明それ自体についての改良・発展を目的とする場合以外は、特許権の効力が及ぶこととなります。すなわち、研究段階で実施する場合であっても、ライセンスを受けずに実施すれば、特許を侵害するおそれがあります。これは企業が実施する場合でも同様です。

従って、研究段階で他者の特許を実施する際には、特許法 第 69 条の規定にあてはまるのかどうかを常に意識しておかなければなりません。実際には現場でこれを逐次判断していくのは煩雑で、また裁判所に判断してもらわないとわからないような複雑なケースも多々出てくることが予想されます。

そこで「科学技術コモンズ」では、特許法 第 69 条のグレーゾーンに関わる問題を回避するため、研究段階では誰でも自由に特許を実施できるようにします（利用者登録は必要です）。特許権者と JST の間で契約を結ぶことにより、特許法 第 69 条の“特許権の効力の及ばない範囲”を拡大して実施できる特許を提供しますので、気軽に特許の試験的实施などが可能になります。

* 染野啓子「試験・研究における特許発明の実施(I)」AIPPI, Vol. 33, No. 3(1988 年)

③ 大学等が「科学技術コモンズ」に提供する特許を選定する際のガイドラインはないのか。

→ 特許を提供していただく機関の方針で自由に選定していただいて構いません。JST で想定している特許提供のパターンは以下のとおりです。選定の際のご参考にしてください。

「科学技術コモンズ」への特許提供のパターン

- 1) 保有特許のうち、独占ライセンス契約済みまたは交渉中のもの以外を全て提供
- 2) 保有特許のうち、ライセンス契約済みまたは交渉中のもの以外を全て提供
- 3) 保有特許のうち、ライセンス契約済みまたは交渉中のもの以外で単独出願のものを提供
- 4) 保有特許のうち、特に売り出したい特定の分野を設定し、関連のものをまとめて提供
- 5) 保有特許のうち、科学技術コモンズの趣旨に合う特許を個別に選んで提供
- 6) 運用状況や効果を確認してから提供を検討

④ 特許を提供すれば必ず試験費をもらえるのか。

→ 必ずしも特許提供者全員に試験費を支援するものではありません。希望者の中から、JST が選定した特許(課題)に対して支援します。

⑤ 特許群や特許マップの作成は、大学等が協力する必要があるのか。また、大学等が特定の特許群形成を希望した場合、JST でアレンジしてもらえるのか。

→ 「科学技術コモンズ」に提供されている特許を JST が分類し、特許群や特許マップ作成の検討を行います。その際、必要に応じて大学等に照会する場合がありますので、可能な範囲でご協力をお願いします。また、特許群形成や特許マップ作成についてご希望等がある場合には、随時ご提案ください。

⑥ J-STORE に掲載されている特許は、そのまま「科学技術コモンズ」に掲載されるのか。

→ 「科学技術コモンズ」への特許の提供手続きは、J-STORE への特許の提供手続きと直接関係ありません。J-STORE に既に特許を提供している場合にも、お手数ですが別途「科学技術コモンズ」への特許提供手続きを行ってください。

⑦ 特許群として強化する特定の技術分野を JST は設定しないのか。

→ 提供されている特許の状況や大学等の全体的出願状況等、企業ニーズを調査しながら、今後、特定の技術分野を設定すること等により効果的な制度運用に努めていきたいと考えております。

⑧ 「科学技術コモンズ」に特許を提供すると、ライセンス活動等について JST の目利きのアドバイスを受けることができるのか。

→ 「科学技術コモンズ」では、特別、目利き人材による支援を予定しておりません。ただし、アドバイスを受けた内容によっては対応することが可能な場合もありますので、個別にご相談ください。

⑨ 「科学技術コモンズ」に提供した特許について、大学や TLO がライセンス活動をしなくても構わないか。また、専用実施権の設定や譲渡をしなくても問題ないか。

→ 自由にライセンス活動していただいて構いません。ただし、後々のトラブルを回避するため、「科学技術コモンズ」に提供していることを先に説明しておいた方が良いと思われます。専用実施権の設定や譲渡等も可能ですが、いずれの場合でも、一旦「科学技術コモンズ」に提供した特許を取り下げる際には、ウェブ上に2週間掲示する必要がありますので、取り下げを希望する場合には、少なくとも終了を予定する日の3週間前までに、JST に連絡してください(様式3)。

⑩ 提供した特許に基づく研究開発に成功し、製品化に至った場合のライセンス交渉は、大学等(提供者)が行うのか。また、権利者の違う複数の特許をまとめて特許群としてライセンスする場合にはどうするのか。

→ ライセンス交渉は、大学等と企業との間で直接行っていただきます。複数の権利者が関わるライセンス契約については、当事者間でよく相談して交渉を進めてください。権利者間の調整を JST に依頼したい場合や、ライセンス交渉自体を JST に依頼したい場合にはご相談ください。

⑪ 「科学技術コモンズ」に掲載されている特許群を他でも紹介したいが、よいか。

→ 是非、「科学技術コモンズ」の趣旨を十分にご説明の上、多くの企業等にご紹介ください。

⑫ 「科学技術コモンズ」に提供した特許について、企業が研究段階で利用しているという情報はもらえるのか。

→ JST は利用者登録をされた方に対して、定期的にアンケート調査を実施する予定です。アンケート調査により、利用している特許情報の開示を利用者が承諾した場合には、特許提供者にお知らせいたします。

⑬ 外国企業でも「科学技術コモンズ」を利用できるのか。

→ ウェブ閲覧および利用者登録(研究段階での自由利用)について、利用者に対する制限は一切設けていません。誰でも自由にご利用いただけます。

⑭ 「科学技術コモンズ」から取り下げられた特許は、取り下げられた後も研究段階で自由に利用することができるのか。

→ 取り下げた後は、通常の(一度も「科学技術コモンズ」に掲載されていない)特許と同じ扱いになります。従って、特許法第 69 条の範囲内でのみ利用していただくことになります。

⑮ 「科学技術コモンズ」に掲載されている特許を実用化段階で利用する際の実施料について、事前に提示してもらえないか。

→ 運用開始時点での実施料提示は行わない予定です。運用開始後、特許提供者の方々と相談し、可能性を検討していきます。

独立行政法人 科学技術振興機構

知的財産戦略センター 戦略企画グループ 科学技術commons担当

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

Tel : 03-5214-8477 Fax : 03-5214-7626

E-mail : commons@jst.go.jp

<http://jstore.jst.go.jp/>